

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（名称） A

上記被審人に対する平成17事務年度（判）第9号証券取引法違反審判事件について、証券取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官内田博久、審判官入木雅和、同国分貴之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金46万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成18年8月10日（木）

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、平成17年5月25日、株式会社Bの社員Cから、同人が同社と日本プラスト株式会社が締結した取引契約の履行に関して知った同社の業務執行を決定する機関が株式の発行を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の同年6月28日及び7月5日、東京都所在のD証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋人形町1丁目14番8号所在の株式会社ジャスダック証券取引所において、自己の計算において、日本プラスト株式会社の株券合計5,000株を買付価額312万1,000円で買い付けたものであ

る。

(2) 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第3項、第1項第4号、第2項第1号イ(平成17年法律第87号による改正前のもの)、第176条第2項

(3) 課徴金の計算の基礎

(718円×5,000株)

－ (638円×2,000株 + 617円×1,000株 + 618円×1,000株
+ 610円×1,000株)

= 469,000円

平成18年6月9日

金融庁長官 五味廣文